

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 2

許認可等の内容		行政財産の目的外使用にかかる使用料の減免
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例第5条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第23条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第5条第1号及び第2号については、使用料免除。 ・ 条例第5条第3号については、以下のとおり。 (1) 茅ヶ崎市立小中学校に必要な電気事業及び電気通信事業等のため設置する専用設置物の設置については使用料免除。 (2) (1)以外の電柱、地下埋設物及び架空の工作物等については、別添の「茅ヶ崎市道路占用料減免要綱」を準用し、使用料を減免する。 (3) 茅ヶ崎市立小中学校敷地内における通勤用自動車の駐車に関する基準は、別添の「茅ヶ崎市立小中学校敷地内における通勤用自動車の駐車に関する要領」及び「茅ヶ崎市立小中学校敷地内における通勤用自動車の駐車に関する要領取扱細目」による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成15年10月1日最終変更）